

下級裁判所裁判官指名諮問委員会高松地域委員会（第2回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会高松地域委員会庶務）

1 日 時

平成15年9月25日（木）13:30～16:00

2 場 所

高松高等裁判所小会議室

3 出席者

（委 員）

井原理代，遠藤英嗣，近藤浩二，武田和博，津川博昭

（庶 務）

井本高松高裁総務課長

（説明者）

豊澤高松高裁事務局長

4 議 題

(1) 委員長選出

(2) 協議（下級裁判所裁判官指名諮問委員会から要請があった情報収集の手順，方法，回答期限等について）

(3) 次回の予定について

5 席上配付資料

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第4回）で配布された資料

6 議 事

(1) 委員長選出及び就任あいさつ

庶務より，藤田委員が退官し，新たに高松地方裁判所武田所長が委員に任命された旨の紹介がなされた。その後，委員長の選出手続が行われ，委員の互選により，武田委員が委員長に選出され，武田委員長から就任あいさつがされた。

(2) 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果

高松地域委員会庶務から，9月8日（月）に開催された「下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第4回）」の審議結果についての報告がされた。

委員から，“弁護士任官の例で，A弁護士会所属弁護士が任官希望する場合に，第一審がA弁護士会に対応するA地裁であったが，現在は控訴審であるB高裁に事件が係属中の場合は，情報収集先はどこになるのか”“新任判事補候補者について，任官希望者が誰であるか明らかでないにも関わらず，現実問題として，特段の情報が寄せられるというケースは想定されるのか”“実務修習中の情報で重要なものについては，実務修習結果報告書に記載されているとあるが，実務修習結果報告書にはマイナス面の情報はあまり書かれていないのが実情ではないかと思うが，その点はどうなのか”という質問があった。

(3) 事務局長の入室許可

実質的な協議に際し、高松高裁管内の実情についての説明を要することを考慮し、説明者として豊澤高裁事務局長の出席が許可された。

(4) 審議資料の説明

高松地域委員会庶務から、本日の審議資料について説明した。

(5) 判事任命ないし判事再任の指名候補者に関する情報収集の方法について

- ・ 指名候補者の情報収集の方法に関しては、中央の委員会から示された方針に沿って行うことで了承された。これを受けて、指名候補者について、現に所属する庁に対応する検察庁、弁護士会に対して指名候補者の名簿を提供して、指名の適否に関する特段の情報を有する場合にこれを提供してもらうよう依頼するものとされた。
- ・ また、今回中央の委員会から当地域委員会に情報収集の依頼のあった重点審議者の情報収集の方法についても取り決められた。
- ・ 情報収集を行って特異な情報が出てきた場合に、その情報源をどのように取り扱うかについては、寄せられた情報の内容等を見て、次回の委員会で協議するものとされた。
- ・ 委員から、指名候補者について、裁判所からは特段の情報収集をしないのかとの質問があり、裁判官の評価については、毎年所属庁の長が作成する報告書に重要な情報が記載されており、最高裁にこの報告が集約され、中央の委員会に提出される仕組みになっており、通常の場合、裁判所側の情報はそれで足りると考えられる旨説明された。

(6) 情報収集の依頼先等について

- ・ 地家裁所属の裁判官については対応する地検及び弁護士会に対して、高裁所属の裁判官については高検及び各県の弁護士会に対して、それぞれ情報収集を依頼することとされた。

なお、委員から、高裁所属の裁判官については、管内の単位弁護士会の連合会である四国弁護士連合会が高裁及び高検に対応するものと考えられているところから、同連合会を通じて情報収集の依頼をしてはどうか、との意見が述べられたが、組織として行う情報収集ではないから、地域委員会から各弁護士会に依頼する方が、本来の在り方として望ましい、情報収集の依頼がいかにして個々の弁護士に速やかに伝わるかが重要であり、仕組みとしては単純な方がよいなどの意見があり、上記のとおり取りまとめられた。

上記取りまとめを受けて、今回当地域委員会において情報収集をすべき各指名候補者に関する具体的な情報収集依頼先について確認された。

- ・ 委員から、重点審議者について情報収集の依頼のために送付する依頼文書案中の指名候補者名簿の記載に関して、プライバシー保護の観点から意見が述べられたが、裁判官としての適格性に関する情報の収集という重要な機能を果たす必要があると

して了承された。

さらに、委員から、重点審議者のプライバシー保護の観点から当時一緒に勤務していた他の指名候補者も一緒に名簿に載せてはどうかという意見が述べられたが、中央の委員会からの要請がない者についてまで地域委員会が独自に情報収集を行うことになり、適当でないと言われた。

(7) 依頼文書について

- ・ 庶務から、情報収集の依頼に当たっては、各庁会ごとに添付する指名候補者名簿が異なるため、検察庁への依頼の場合には検事長あるいは検事正あてに、弁護士会への依頼の場合には会長あてに各別に依頼文書を送付する予定である旨、情報提供については、検察官及び弁護士各個人から、親展表示及び「地域委員会関係」と朱書した上で、地域委員会庶務担当の高裁総務課長あてに郵送文は持参する方法によることとしたい旨の説明がされた。
- ・ 依頼文案については、協議し、文体を統一するなど修文することで了承された。

(8) その他

- ・ 情報を収集する過程で何らかの問題が生じたり、緊急に検討する事項が出てきた場合には、委員長及び委員長代理に相談してもらうこととし、必要に応じて各委員に持ち回りで諮るなどの方法をとることとされた。

(9) 次回の予定等について

- ・ 次回の地域委員会では、それまでに寄せられた情報の取りまとめを行うこととし、情報の内容等によって、再度地域委員会を開催するか、委員の持ち回りでの協議とするかなどの対応を決めることとされた。
- ・ なお、委員から、集まった情報をどのような様式で中央の委員会に報告するか、他の地域委員会でどのような項目に比重を置いて報告しようとしているかなどについて、庶務の方で情報を集めておいてもらいたいとの意見が述べられた。